

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日のときは翌日)

## 目次

- ◇規 則 鳥取県改良普及員資格試験審査委員規程等を廃止する規  
則
- ◇告 示 新たに行なおうとする土地改良事業の認可  
土地改良事業計画に係る土地改良事業計画書の縦覧
- 町営土地改良事業の認可
- 土地改良区の定款の変更の認可
- 土地改良区の解散の認可
- 肥料の登録の有効期間の更新
- 肥料の登録の失効
- ◇教委告示 定例教育委員会の招集
- ◇地労委告示 地方公営企業労働関係法の一部を改正する法律附則第二  
条の規定により認定したもののみなされるもの
- ◇正 誤 昭和四十年十月三十日付け鳥取県規則第五十二号中訂正

## 規 則

鳥取県改良普及員資格試験審査委員規程等を廃止する規則をここに公布する。

昭和四十年十一月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県規則第五十六号

鳥取県改良普及員資格試験審査委員規程等を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

鳥取県改良普及員資格試験審査委員規程（昭和二十八年二月鳥取県規則第十一号）

鳥取県林業改良指導員資格試験及び資格認定規則（昭和三十三年四月鳥取県規則第十号）

鳥取県林業改良指導員資格試験審査委員会規則（昭和三十三年四月鳥取県規則第十一号）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 鳥取県告示第五百五十三号

福井土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良（かんがい排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、昭和四十年十一月九日認可したので、同法第四十八条第八項の規定により告示する。

昭和四十年十一月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県告示第五百五十四号

昭和四十年三月十八日付けで西伯郡大山町から申請のあつた土地改良（欠田農道橋）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土

地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和四十年十一月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称 土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間 昭和四十年十一月十二日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所 大山町役場
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

#### 鳥取県告示第五百五十五号

昭和四十年九月一日付けで八頭郡那家町から申請のあつた土地改良（かんがい排水）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和四十年十一月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称 土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間 昭和四十年十一月十二日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所 那家町役場
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

#### 鳥取県告示第五百五十六号

昭和四十年九月一日付けで八頭郡那家町から申請のあつた土地改良（福本農道橋改良）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和四十年十一月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称 土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間 昭和四十年十一月十二日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所 那家町役場
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

#### 鳥取県告示第五百五十七号

岩美郡岩美町から申請のあつた町営土地改良（宮橋農道橋改良）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十年十一月九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十年十一月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

#### 鳥取県告示第五百五十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に

に基づき、福井土地改良区の定款の変更を昭和四十年十一月九日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十年十一月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百五十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条第二項の規定に基づき、庄内村古御堂土地改良区の解散について、昭和四十年十一月五日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十年十一月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百六十号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定に基づき、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和四十年十一月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	生産業者の住所及び氏名
鳥取県 第一七八号	五・二 なたね油かす	窒素 五・二 りん酸 三・三 加里 三・三	米子市上後藤三四三 平尾 武 義
第二〇六号	五・三	窒素 五・三 りん酸 二・〇 加里 一・〇	西伯郡伯仙町字泉四六八 渡 辺 岩 男

第三〇八号	五・三 " 三	五・三 二・三 一・三	東伯郡北条町弓原三七五 三 谷 逸 子
第三一五号	五・六 " 〇	五・六 二・三 一・二	大栄町西園九五三 有限会社協和製油 取締役村長 飯田 卷蔵
第三一六号	五・〇 " 〇	五・〇 二・〇 一・〇	西伯郡西伯町字法勝寺五 三六 前 田 好 雄
第三四一号	五・五 粉末 なたね油かす	五・五 二・三 一・三	鳥取市吉方町三二二 中 野 嘉 視
第三一〇号	北条なたね 複合肥料	アンモニア性窒素 七・一 く溶性りん酸 七・五 内水溶性りん酸 三・一 水溶性加里 九・七	東伯郡北条町弓原三四七 の六 北条町農業協同組合 組合長理事 根鈴 信雄
第三一一号	北条麦 複合肥料	アンモニア性窒素 六・一 く溶性りん酸 八・六 内水溶性りん酸 三・六 水溶性加里 八・八	"

鳥取県告示第五百六十一号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条の規定に基づき、次の肥料の登録は失効したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和四十年十一月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 教育委員会告示

#### 鳥取県教育委員会告示第二十六号

定例教育委員会を次のとおり招集する。

昭和四十年十一月九日

鳥取県教育委員会委員長 萩原治郎

一日時 昭和四十年十一月十二日 午後一時三十分

二 場所 鳥取市東町 鳥取県教育委員会委員室

三 議題 1 産業教育八十年記念事業について

2 その他

### 地方労働委員会告示

#### 鳥取県地方労働委員会告示第四号

地方公営企業労働関係法（昭和二十七年法律第二百八十九号。以下「法」という。）第五条第二項の規定に基づき、地方公営企業労働関係法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第七十号）附則第二条の規定により、法第三条第二項の職員が結成し、又は加入する労働組合について、労働組合

登録番号	鳥取県第二〇五号	肥料の名称	八・〇 蚕蛹油かす	保証成分量 (パーセント)	窒素 八・〇 りん酸 一・〇 加里 〇	生産業者の住所及び氏名	京都府綾部市青野町臈所一丁目 郡是製糸株式会社 取締役社長 石田 一郎
第三四〇号	五・七 なたね油かす		五・七二・三一・三			西伯郡大山町稲光五八 水野 浩	

法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条第一号に規定する者の範囲として認定したものとみなされるものを次のとおり告示する。

昭和四十年十一月九日

鳥取県地方労働委員会会長 上原 隼三

次の各号に掲げる地方公営企業の職員が結成し、又は加入する労働組合（組合員である当該企業の職員が当該各号の表の下欄に掲げる者のみに限られているものを除く）については、当該企業の職員のうち、それぞれ当該各号の表の上欄に掲げる勤務箇所についてそれぞれ同表下欄に掲げる者

#### 一 鳥取市水道事業

勤務箇所	鳥取市水道局	労働組合法第二条第一号に規定する者
	管理者 局長 課長 課長補佐 庶務課の庶務係長及び経理係長	

#### 二 鳥取市病院事業

勤務箇所	鳥取市立病院	労働組合法第二条第一号に規定する者
	管理者 院長、副院長、医長 事務長、事務長補佐 薬剤長 総婦長、婦長 事務室の庶務係長及び経理係長	

三 米子市水道事業

米子市水道局	勤務箇所
局長 課(所)長 人事及び経理担当の係の長 労働関係に関する事務担当の職員	管理者 労働組合法第二条第一号に規定する者

正

誤

昭和四十年十月三十日付け鳥取県規則第五十二号中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

- 頁段 行 誤 正
- 一 上 終りから二 同年九月分以前における流水占用料
  - 二 同年九月分以前における流水の占用